第14回 喜多方市農業委員会総会議事録

- 1 開催の日時及び場所
 - 日 時 令和4年1月20日(木)午後1時30分
 - 会 場 市役所本庁舎 大会議室 AB
- 2 委員定数 19名
- 3 本日の総会に出席した委員

会 長 19番 京野 貞夫

会長職務代理者 18番 齋藤 澄子

委員

 1番 高橋 忠一
 2番 高野 進
 3番 渡部 清孝

 4番 小沢 勝則
 5番 武藤 常雄
 6番 二瓶 崇

 7番 菊地 貴
 9番 大津 康男
 10番 小林千代松

 11番 平田 恭一
 12番 木戸 賢治
 13番 木村富士男

 14番 小林 博行
 15番 菅井 大輔
 17番 佐藤 光伸

- 4. 本日の総会に欠席通告した委員
 - 8番 山口 久人 16番 岩崎 茂治
- 5. 本日の総会に遅参通告した委員 なし
- 6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第30号 会務報告について

報告第31号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第59号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第60号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第61号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第62号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第63号 農地法第3条許可申請に係る下限面積(別段面積)の

設定について

議案第64号 農用地利用集積計画について

議案第65号 農用地利用配分計画(案)について

議案第66号 賃借料情報の提供について

議案第67号 農作業料金基準額について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 高 橋 喜一郎

次長兼農地係長 詍 高 文 信

熱塩加納総合支所産業建設課(農業委員会事務局職員併任)

副主任主查 齋藤清孝

塩川総合支所産業建設課(農業委員会事務局職員併任)

主 査 佐藤 崇史

山都総合支所産業建設課 (農業委員会事務局職員併任)

主 事 安部吉晃

高郷総合支所産業建設課 (農業委員会事務局職員併任)

主 査 小林さおり

9. 会議の概要

○会長(あいさつ)

本日の総会には、報告2件、議案9件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申 しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、8番 山口久人委員、16番 岩崎茂治委員であります。 定足数に達しておりますので、これより第14回喜多方市農業委員会 総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、7番 菊地貴委員、9番 大津康男委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、報告第30号及び報告第31号の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第30号 会務報告について

○事務局

[1件を朗読、説明。]

報告第31号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔18件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、報告第30号及び報告第31号の報告事項について、 ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第30号及び報告第31号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第30号及び報告第31号は了承することにしました。

(議案審議)

○議長

議案審議に入ります。

「議案第59号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

[所有権移転8件を朗読、説明。]

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

所有権移転のNo.1については、7番 菊地貴委員、No.2、No.3については、13番 木村富士男委員、No.4、No.5については、16番 岩崎茂治委員が調査をされておりますが、本日は、欠席届けが提出されております。報告については、報告書を事務局で預かっておりますので、報告書を読み上げさせます。No.6については、6番 二瓶崇委員、No.7については、18番 齋藤澄子委員、No.8については、17番 佐藤光伸委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○菊地貴委員

〔所有権移転のNo.1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

7番菊地です。農地法第3条所有権移転案件№.1 についてご報告申し上げます。去る1月10日午後1時より譲渡人、譲受人双方から聞き取り調査を行いました。譲渡人の○○○さんは、高齢のため耕作が困難となったことから今回の申請に至りました。申請地は、譲受人の○○○さん所有地に隣接しており、昨年お借りして自家野菜を作付けされていたことからも本申請に伴う権利の取得につきましては、周辺農地に支障を及ぼすことなく適正に管理されるものと判断して参りました。以上です。

○木村富士男委員

〔所有権移転のNo.2、No.3について、現地調査の結果並びに補足説明〕 13番木村です。農地法第3条所有権移転案件No.2について、補足説明いたします。去る1月9日電話にて聞き取り調査を行いました。譲渡人の○○さんは、横浜在住で喜多方に戻る予定はないとのことで、農地を手放したいとのことでした。譲受人の○○○さんは、雄国地区において遊休農地を出さないようにそばを栽培管理されている方で、今後も周囲

— 5 —

に迷惑をかけることなくきちんと管理されることを確認いたしました。次に農地法第3条所有権移転案件No.3について、補足説明いたします。案件No.2と同様に去る1月9日電話にて聞き取り調査を行いました。こちらも譲渡人は横浜在住で喜多方に戻る予定はないとのことで、農地を手放したいとのことでした。譲受人の〇〇〇さんも雄国地区においてそばを栽培管理されている方で、周囲に迷惑をかけることなくきちんと管理されることを確認いたしました。以上です。

○事務局

「所有権移転のNo.4、No.5について、現地調査の結果並びに補足説明」16番岩崎茂治委員よりお預かりした案件No.4及びNo.5の報告書を読み上げます。No.4の譲渡人の○○○さんとNo.5の譲渡人の○○○さんは親子の関係であり、譲受人は共通して○○○さんでありますことから一括して報告させていただきたいと思います。去る12月29日水曜日の午前中に譲受人の○○○さんと譲渡人の○○○さん、娘さんの○○○さんのお宅へ訪問し聞き取り調査を行いました。双方は、基盤法による賃貸借契約を平成24年4月から令和3年11月まで行なっており、契約の終期に伴い譲渡人の○○○さんの方から売買を依頼したとのことであります。譲受人は基盤法による賃貸借を10年間何ら問題なく履行しており、譲渡人の田を良好に耕作していることから、本申請に伴う権利の取得については、周辺農地に支障を及ぼすことなく適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○二瓶崇委員

[所有権移転のNo.6について、現地調査の結果並びに補足説明]

6番二瓶です。同じく案件No.6について、説明申し上げます。去る1月7日午前10時から譲渡人、譲受人を含め3人で現地調査、聞き取り調査を行いました。譲渡人が高齢により耕作出来ないということですが、隣の農地で譲受人である所有者の方がアスパラを作付けしており、今後もアスパラ等を栽培しながら隣接する申請地の適切な管理がなされるも

のと判断いたしました。以上です。

○齋藤澄子委員

[所有権移転のNo.7について、現地調査の結果並びに補足説明]

18番齋藤です。案件№.7について、ご報告させていただきます。○○ 氏と○○○氏に12月29日に、それぞれのご自宅に訪問し、現地確認と聞き取り調査をさせていただきました。もともと○○○さんが、申請地を譲渡人の○○○さんのお父さんの代から耕作管理しており、相続した○○○さんが若松在住で耕作管理できないことから、譲渡人の希望もあり申請地が自宅に隣接する譲受人に購入していただきたいとのことで申請に至りました。権利の取得についても何ら問題なく管理されるものと判断して参りました。以上です。

○佐藤光伸委員

[所有権移転のNo.8について、現地調査の結果並びに補足説明]

17番佐藤です。案件No.8について、ご説明申し上げます。去る12月29日午後2時から申請人の自宅にて聞き取り調査をいたしました。申請人不在のため、申請人のお父さんと利用計画について聞き取り調査をしました。その内容を踏まえた結果、本申請に伴う権利の取得については何ら周辺農地に支障がないものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第59号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第59号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第60号 農地法第4条第1項の規定による許可申 請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

[1件を朗読、説明。]

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1 について、11番 平田恭一委員より現地調査の結果、並びに補 足説明がありましたら報告を求めます。

○平田恭一委員

[No.1 について、現地調査の結果並びに補足説明]

11番平田です。案件No.1について、現地調査の結果を報告いたします。 去る1月11日午前9時40分頃より申請人〇〇〇氏及び代理人〇〇〇行政書士立ち会いのもと、事務局から塩川総合支所佐藤主査、委員から小林委員と私で現地調査並びに聴き取り調査を行いました。申請地は自宅に隣接する畑を分筆し、車庫を建設するための転用の申請であります。申請地の土地利用計画にあたりまして、土砂の流出防止措置として周囲に土砂が流出しないよう十分注意して造成する。農業用排水施設に支障を及ぼさない措置として汚水については地下浸透及び北側側溝へ排水する。周辺農地の営農条件に支障を及ぼさない措置として、南側は自己所有の畑であるが南側であるため日照等に支障を及ぼさないとのことでありました。なお、申請地の北側部分、土地利用計画図の通路と側溝

部分については、通路部分がコンクリート舗装、側溝部分はコンクリート側溝が既に施工されており、この通路と側溝に関しては顛末書付きの申請となっております。以上により農地の転用に問題なしと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第60号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第60号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第61号 農地法第5条第1項の規定による許可申 請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

[権利設定2件、所有権移転3件を朗読、説明。]

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました 権利設定のNo.1については、8番 山口久人委員が調査をされており ますが、本日は、欠席届けが提出されております。報告については、報告書を事務局で預かっておりますので、報告書を読み上げさせます。 No. 2 については、14番 小林博行委員、所有権移転のNo. 1 については、1番 高橋忠一委員、No. 2 については、14番 小林博行委員、No. 3 については、11番 平田恭一委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○事務局

[権利設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明]

8番山口久人委員よりお預かりした、権利設定案件No.1の報告書を読み上げます。本案件の申請地である関柴町下柴字大越度3663番外1筆は喜多方の北部に位置し、降雪・積雪が多い楚々木集落にあることから、事務局で冬期間の現地確認が困難になることを予想して、予め申請書に現地の写真を添付していただいておりました。去る1月11日火曜日午前9時から事務局において高橋委員と私、事務局の詍高次長と共に許可申請書と現地の写真をもとに申請内容が適正がどうかと、工事に関し周辺農地への影響の有無について検討いたしました。本案件は、携帯基地局を設置するための工事用地等であり、事務局からも説明がありました通り、令和2年3月にKDDIの電話基地局の工事の際に一時転用許可している実績においても何らトラブルもなかったこと、そして現地写真を確認したところ、周辺農地の状況等からも特に支障がないものと判断いたしました。以上です。

○小林博行委員

[権利設定のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明]

14番小林です。権利設定案件No.2について説明いたします。1月11日午前9時20分、申請地の確認を現地で平田委員、私、事務局佐藤主査と所有者であり設定人の〇〇〇さん立ち会いのもと聞き取り調査を行いました。被設定人の〇〇〇さんとは親子関係であり、現在同居しております。転用理由にもある通り老朽化している住居と隣接する申請地に新

——10 ——

たに住居を新築して家族が移り住むという内容であります。申請地は、 都市計画区域内の用途区域に指定されており、第一種住居地域内の農地 であります。よって、転用に何ら問題ないと思われます。以上です。

○高橋忠一委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

1番高橋です。所有権移転の案件№.1 について、報告いたします。去る 1月11日午前9時25分頃より現地で譲渡人の○○○さん、行政書士の○○さん、私、山口委員、事務局より詍高次長の5名にて現地確認及び聞き取り調査を行いました。現地は歯科医院の駐車場として申請がされておりますが、今現在も駐車場として使用されておりまして、顛末書付きの申請となっております。現地を確認して来ましたところ、周辺は住宅街であり、東側は小学校の校庭、外に影響を及ぼすところもなく、何ら問題ないと判断して来ました。以上です。

○小林博行委員

「所有権移転のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明」 14番小林です。所有権移転の案件No.2について、説明いたします。 1月11日午前9時、申請地の確認を現地で平田委員、私、事務局佐藤主査、本案件の譲渡人、譲受人から委任された○○○行政書士の立ち会いのもと説明を受けて来ました。申請地は塩川町の御殿場地区に所在する農地であります。現況は更地で何も耕作されていませんでした。更に申請地の四方は住宅が建っております。この区域は区画整理事業の終了地区であります。よって、第3種農地の取り扱いとなり、宅地にするのに何ら問題ないと思われます。なお、関係土地改良区からも意見書をいただいているということでありました。以上です。

○平田恭一委員

〔所有権移転のNo.3について、現地調査の結果並びに補足説明〕 11番平田です。5条所有権移転案件No.3の農機具置場への転用につい て、現地調査の結果を報告させていただきます。去る1月11日午前10

—— 11 ——

時頃より譲受人○○○、譲渡人○○○氏及び代理人○○○行政書士の立ち会いのもと、事務局から塩川総合支所佐藤主査、委員から小林委員と私で現地調査、聞き取り調査を行いました。申請地は2筆ありまして、土地利用計画図に記載の北側の縦長な長方形部分が717−2、南側の三角形部分715−1、三角形に接続している北側の薄く黒塗りされている部分が道路、水路となっております。この道路、水路につきましては払下げの手続きを既に行なっているところです。北側の長方形部分の西側、三角形部分の北側の部分は譲渡人○○○さんの田、長方形東側部分については○○○さんの事務所が既に建設されております。また、三角形南側部分は市道、西側部分は大型水路となっております。また、三角形南側部分は市道、西側部分は大型水路となっております。このような周辺状況でありますので、周辺農地に関わる営農条件に支障を及ぼすことはないと考えられます。また、西側の大型水路への土砂流出防止策としては、法面の十分な締め固めを行う、雨水対策として砂利で整地を行い地下浸透させるとのことでありました。以上により転用移転に問題なしと判断して参りました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第61号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

○齋藤澄子委員

18番齋藤です。 5 条移転の案件No. 3 について教えていただきたいのですが、転用目的が農機具置場等となっているが、これは露天で置くということなんでしょうか。いずれ建物を建てるということでしょうか。

教えていただきたいと思います。もう1つ、道路部分についてなんですが、道路部分と隣の部分の保有軽トラと書いてあるところの露天駐車場については、1筆分の長さかそれとも別々になっていて払下げになっているのか教えていただきたい。

—— 12 ——

○事務局

齋藤会長職務代理から今質問があった件について、お答えいたします。計画としては露天の駐車場ということになります。付け加えて説明させていただきますと令和3年4月26日付けで農業用施設用地として農業振興地域整備計画の変更が決定されている農業用施設ということで、一度審議いただいている内容ではございます。購入予定軽トラと書いてある位置のところだと思いますが、こちらについては建物を建てるというのではなく、露天の駐車場です。三角になっているところは①転用申請地の田の365㎡となっておりまして、北側の用途廃止・払い下げとなっておりますが、これを含めて駐車場として一体的に利用したいとの計画になっております。田だけを使用して駐車場にするということではなく、周辺農地以外の土地を含めて併用して目的とする駐車場を作りたいというような申請内容になっております。以上でございます。

○齋藤澄子委員

面積が1つになっていないので、わかれているのか。

○事務局

わかれておりません、長いものが 1 筆の 1 5 0 ㎡になります。露天駐車場としては、6 2 ㎡を使うということになります。通路 8 8 ㎡を含めた 1 筆が 1 5 0 ㎡となっております。当該地については、通路の部分と露天駐車場を含めて 1 つの農地でございます。

○事務局

改めて説明しますが、一番北側の土地、〇〇〇氏より使用貸借部分と 予定されているところは、これは含まれるのか、これは何かとのご質問 の意図であると思います。その内容につきましては、これは〇〇〇さん の方で払下げを受けて、その土地を所有する予定となっております。そ の土地を一部無償で借りて、その下側に通路と新規従業員用の露天駐車 場として利用するということになります。それをもって、自分の土地と の出入をするということになり、その一部を記載しているということに

—— 13 ——

なります。当該申請地につきましては、その土地を含まず②の転用申請地 田 $150 \, \text{m}$ が申請地になりまして、通路の部分 $88 \, \text{m}$ と露天駐車場の部分 $62 \, \text{m}$ 、合わせまして $150 \, \text{m}$ が当該転用の申請の面積になります。以上、説明させていただきました。

○議長

齋藤委員よろしいでしょうか。

○齋藤澄子委員

はい、わかりました。

○議長

外にございますか。

※ (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第61号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第62号 農業振興地域整備計画の変更について」 を議題といたします。

なお、本案件中、No.4を除く案件について、先に事務局より朗読・ 説明をさせます。

○事務局

議案書を読み上げる前に齋藤会長職務代理者から事前質問がございま したので、そちらの質問についてのご回答を先にしたいと思いますので、 よろしくお願いいたします。議案書の13ページをお開きいただきたいと思います。13ページのNo.3の案件です。質問内容につきましては、平成9年に建築した住宅を売却するため測量した結果、家屋が農地の一部にかかっていることが判明したとのことだが、その部分を宅地に転用し今回また売るということかとのご質問でございました。こちらにつきましては、申請面積13㎡でありますが、違反状態を解消しないと売買できないことから、今回事業計画者の〇〇〇さんの方から顛末書付きで農用地利用計画変更申出がなされたものであります。農地転用許可に関しては、既存敷地の拡張の要件に該当しまして、追認相当であると考えておるところでございます。以上でございます。

○事務局

〔№4 を除く農振変更計画 4 件(除外 3、用途変更 1 件)を朗読、説明。〕 ○議長

それでは、議案第62号のNo.4を除く案件についてを審議します。 ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。 ※ (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第62号のNo.4を除く案件について、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。 ※ (異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号のNo.4を除く案件については、喜多方市に対し 異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第62号のNo.4の案件について」を議題といたしま

す。

なお、本案件につきましては、3番 渡部清孝委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、渡部清孝委員の退席を求めます。

※ (3番 渡部清孝委員退席)

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔農振変更計画のNo.4の案件について朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第62号のNo.4の案件についてを審議します。 ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。 ※(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第62号のNo.4の案件について、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号のNo.4の案件については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

3番 渡部清孝委員の着席を求めます。

(3番 渡部清孝委員着席)

○議長

続きまして、「議案第63号 農地法第3条許可申請に係る下限面積 (別段面積)の設定について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

[1件を朗読、説明。]

○議長

それではここで、農地委員会での協議内容の報告があれば、農地委員長より報告をお願いいたします。

○木戸賢治委員(農地委員長)

[協議内容の報告]

12番木戸です。昨年12月7日に熱塩加納総合支所において、第3回農地委員会を開催いたしました。協議事項は3項目で、はじめに農地移動の適正化に関する斡旋基準についてですが、その時点では農業センサスが公表されていなかったため、公表後に委員長、副委員長、事務局で比較、検討することといたしました。次に農地法第3条の所有権移転において、本市農業委員会としての審査等に関する処理要綱について協議いたしました。先月の全員協議会で報告のとおり再度適用規定を確認し、公正な判断基準に基づいて聞き取り調査を行っていただくようお願いいたしたいと思います。さらに、これより協議していただく下限面積の見直しについてですが、新規就農の促進や多様な担い手の確保を図ると共に遊休農地の減少を目指すことが必要だと思い、地目が田の場合は喜多方市全域を30aに拡大し、畑については10aとすることで協議をいたしましたので、ご報告申し上げます。これより審議していただきますようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、議案第63号についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第63号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号については、事務局案のとおりとすることに決定いたしました。

○議長

皆さんお疲れのことと思いますので、ここで2時50分まで10分間休議 いたします。

※ (午後2時50分まで10分間休議)

○議長

それでは再開いたします。

※ (午後2時50分再開)

○議長

続きまして、「議案第64号 農用地利用集積計画について」を議題 といたします。

なお、本案件中、No.43、No.87、No.95、No.116を除く案件について、 先に事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

議案書を読み上げる前に事前質問がございましたので、事前質問にお答えしたいと思います。齋藤会長職務代理さんの方から2点ほど質問がございます。議案書の46ページをお開きいただきたいと思います。46ページの№86の案件でございます。借受人の○○○さんは報告の18条解約の案件で8件解約するのに借り受けるのはなぜかというご質問でご

ざいます。なお、解約につきましては、報告の7ページのNo.6から9ページのNo.13までの8件でございます。こちらの質問について先にお答えしたいと思います。父親も農作業をしておりますが、年齢も高齢となって来ているため、経営規模の縮小をするとともに、自宅に近い農地の集約化を図りたいとの内容でございました。なお、解約する農地については関柴町平林の〇〇〇さんがすべて借り受ける予定となっておりまして、今月の案件にはなっておりませんが、来月以降の案件に上って来る予定となっております。続きまして、2点目になりますが議案書の57ページをお開きいただきたいと思います。No.117、No.118でございます。借受人の〇〇〇さんは79歳で世帯員も1人であり、耕作できるのかという質問でございます。確認したところ、会津若松市在住の息子さんが来て毎週農作業を行っているということでありました。そのようなことから問題なく耕作出来ると判断しております。以上2点の回答でございます。

○齋藤会長職務代理者

No.119も同じ理由で耕作できるのか

○事務局

No.119も耕作できるのかとの質問でございますが、こちらも西会津町在住の息子さんが毎週農作業を行っているということであり、同様に問題なく耕作出来るものと判断しております。以上でございます。

○事務局

[No.43、No.87、No.95、No.116を除く案件についてを朗読、説明。]

○議長

それでは、議案第64号のNo.43、No.87、No.95、No.116を除く案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第64号のNo.43、No.87、No.95、No.116を除く 案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。 ※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号のNo.43、No.87、No.95、No.116を除く案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第64号のNo.43の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、10番 小林千代松委員に関する案件 であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の 制限により、小林千代松委員の退席を求めます。

※ (10番 小林千代松委員退席)

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

[No.43の案件について、朗読、説明。]

○議長

それでは、議案第64号のNo.43の案件についてを審議します。 ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。 ※(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第64号のNo.43の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号のNo.43の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

10番 小林千代松委員の着席を求めます。

(10番 小林千代松委員着席)

○議長

続きまして、「議案第64号のNo.87の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、15番 菅井大輔委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、菅井大輔委員の退席を求めます。

※ (15番 菅井大輔委員退席)

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

[No.87の案件について、朗読、説明。]

○議長

それでは、議案第64号のNo.87の案件についてを審議します。 ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。 ※(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第64号のNo.87の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号のNo.87の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

15番 菅井大輔委員の着席を求めます。

(15番 菅井大輔委員着席)

○議長

続きまして、「議案第64号のNo.95の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、11番 平田恭一委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、平田恭一委員の退席を求めます。

※ (11番 平田恭一委員退席)

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

[No.95の案件について、朗読、説明。]

○議長

それでは、議案第64号のNo.95の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第64号のNo.95の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号のNo.95の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

11番 平田恭一委員の着席を求めます。

(11番 平田恭一委員着席)

○議長

続きまして、「議案第64号のNo.116の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、17番 佐藤光伸委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、佐藤光伸委員の退席を求めます。

※(17番 佐藤光伸委員退席)

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

[No.116の案件について、朗読、説明。]

○議長

それでは、議案第64号のNo.116の案件についてを審議します。 ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※(なしの声あり)

○齋藤会長職務代理者

わからないので教えていただきたいのですが、認定農業者が農地を貸 していいのか。

○事務局

今後の計画の中で、借受人の○○○さんからの強い要望があり、貸し付けるわけですが、今後はこれに変わる農地をお借りして営農計画の達成に向け進めて行くという内容と受け止めております。

○齋藤会長職務代理者

今の時点では、認定農業者として農地を貸していい状態にはなってな

いということか、今後とはこれから1ケ月後、2ケ月後、農地が減った 分を補うということか。

○事務局

今後、そのような計画です。

○議長

齋藤委員どうでしょうか。

○齋藤会長職務代理者 わかりました。

○議長

外にございますか。

※ (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第64号のNo.116の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号のNo.116の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

17番 佐藤光伸委員の着席を求めます。

(17番 佐藤光伸委員着席)

○議長

続きまして、「議案第65号 農用地利用配分計画(案)について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔利用配分計画(案)4件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第65号についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

○菅井大輔委員

61ページについてお聞かせください。○○○さんの手数料が抜けているかと思います。それから、手数料が全部800円になっているんですが、これでよろしいのかどうかお尋ねいたします。

○事務局

今ほどの菅井委員のご指摘、そのとおりでございます。農業委員会事務局でも確認が漏れておりまして、大変申し訳ありません。農業振興課の方で作成した資料でございまして、そのまま載せてしまったところもありますが、手数料800円ということはないので、これについては訂正させていただきたいと思います。総会後に全員協議会を予定しておりますで、それまでに正しい一覧表について農業振興課に再度作成いただいて本日中に全員協議会終了前までには訂正版として配布させていただきたいと思いますので、大変申し訳ありませんが、よろしくお願いします。

○議長

菅井委員よろしいですか。

○ 菅井大輔委員 わかりました。

○議長

外にございませんか。

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第65号については、喜多方市に対し異議が 無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第66号 賃借料情報の提供について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

[1件を朗読、説明。]

○議長

それではここで、農政委員会での協議内容の報告があれば、農政委員長より報告をお願いいたします。

○大津康男委員(農政委員長)

〔協議内容の報告〕

9番大津です。議案66号の賃借料情報の提供について、ご報告いたします。農政委員会の協議内容等について申し上げます。今回の賃借料の算定にあたり農政委員会を9月6日、10月14日、12月13日の計3回開催し、協議いたしました。賃借料情報の提供については、農地法第52条に規定される農業委員会が行う情報提供活動の1つであり、農地の賃貸借契約の締結の際の目安になるものです。その算定にあたっては、昨年11月から1年間の賃借料のデータを地域ごとに集計し、平均額等を計算、算定するものであり、今回提出した内容となっております。なお、前年からの変更内容としては、今まで地域区分でFとしておりましたが、

契約事例等もなく、その金額もその上の区分であるE区分と同等であることから、EとF区分の統合を行うなど、必要に応じた変更を行っております。その他細かい内容については、事務局から説明をいたさせます。以上です。

○事務局

[賃借料情報の前年度からの変更点等説明]

○議長

ありがとうございました。

それでは、議案第66号についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第66号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第67号 農作業料金基準額について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

[1件を朗読、説明。]

○議長

それではここで、農政委員会での協議内容の報告があれば、農政委員長より報告をお願いいたします。

○大津康男委員(農政委員長)

[協議内容の報告]

9番大津です。議案67号の農作業料金基準額について、ご報告いたします。農政委員会の協議内容等について申し上げます。農作業料金基準金額の算定についても農政委員会を9月6日、10月14日、12月13日の計3回開催して協議いたしました。農作業料金基準額についても農地法第52条に規定される農業委員会が行う情報提供活動の1つであり、農作業の受委託料金の目安となるものです。その算定については前年の料金をベースとし、大きく変わりました人件費の上昇分を考慮して算定しております。その他細かい内容については、事務局の方から説明をいたさせます。以上です。

○事務局

[農作業料金基準額の前年度からの変更点等説明]

○議長

ありがとうございました。

それでは、議案第67号についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第67号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第14回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

(閉 会) 15:48